

平成28年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	家族等介護者支援事業				担当部	健康福祉部									
	会計区分	一般会計		事業類型	一般事業		担当課	地域福祉課								
	事業期間	平成12年度以前		～	平成31年度以降		担当係	長寿福祉係								
	総合計画 新基本計画	施策等	2 保健・福祉		8 高齢者福祉		2 高齢者の在宅生活を支援します									
			重点事業		実施計画事業											
	予算区分	款	3		項	2		目	1		大	3		中	2	
	根拠法令・個別計画	小牧市ねたきり高齢者等介護者手当支給要綱、家庭看護講座実施要綱外														
	目的	何・誰を対象に	高齢者を介護している家族等													
		どの様な状態にするのか	家族介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、要介護高齢者等の在宅生活の継続や向上を図る。													
	内容(手段) 目的達成のため どのような事業 を実施したか	<p>◆27年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ねたきり高齢者等介護者手当 ねたきり高齢者等の介護者に対して手当(月額5千円)の支給。 支給に係る決定、廃止、及び支給事務。 ○徘徊高齢者家族支援サービス事業 居場所を検索できる端末機器を貸与し、位置情報を提供する。 提供に係る決定、廃止、支払事務。 ○家族介護用品支給事業 介護用品を支給し介護にかかる経済的負担の軽減を図る。 支給に係る決定、廃止、毎月利用券発送、利用券の印刷及び支払事務。 ○各種講座 ハートフルケアセミナー(年3回)、広報掲載、申込受付、通知(直接経費なし) <p>◆27年度直接経費の内訳 ねたきり高齢者等介護者手当 14,375千円 家族介護用品支給給付金 1,236千円 徘徊高齢者家族支援サービス委託料 126千円 印刷製本費 103千円</p> <p>◆28年度直接経費の内訳 ねたきり高齢者等介護者手当 16,500千円 家族介護用品支給給付金 1,656千円 印刷製本費 178千円</p>														
受益者負担	無															

		単位	H25決算額	H26決算額	H27決算額	H28予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	18,697	17,812	15,840	18,334	
		正職員	従事者数	人	0.30	0.30	0.30	0.30
			人件費	千円	1,650	1,650	1,650	1,650
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	20,347	19,462	17,490	19,984	
	対前年比	%		95.6	89.8	114.2		
財源	一般財源	千円	20,347	19,462	17,490	19,984		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H25	H26	H27	H28
	支給者数 (介護者手当)	人	目標		420	320	320
実績				318	315	325	
支給者数 (介護用品支給)	人	目標		21	21	21	21
		実績		25	31	26	
績		目標					
		実績					
成果指標名		単位		H25	H26	H27	H28
支給月数 (介護者手当)	月	目標		3,818	3,332	3,100	3,000
		実績		3,312	3,079	2,875	
支給月数 (介護用品支給)	月	目標		231	220	220	220
		実績		219	149	206	

事業の自己評価	平成27年度の実施結果	事業の達成状況	高齢者を介護している家族等の身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、要介護高齢者等の在宅生活の継続や向上について概ね達成ができた。				
		事業実施における課題	今後も高齢者が増え、介護が必要なる者が増加することが想定できるため、介護者手当の支給対象基準の見直しが必要である。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	今後、認知症高齢者は増加すると見込まれるが、介護者に対する生活支援がなくなり、要介護高齢者等の在宅生活の継続や向上が困難となる。				
	平成28年度の改善内容	28年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	介護者手当について、他市の状況調査や所得制限する所得額の検討、介護認定の状況把握を行なう。また、徘徊高齢者家族支援サービス事業については、介護保険事業特別会計予算で実施することとし、特定財源の確保を行った。				
平成29年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)				
	判定理由	今後の高齢社会において、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活することを支援するために現状維持と判断した。					
	29年度以降の改善案	介護者手当について、他市の状況調査や所得制限する所得額の検討、介護認定の状況把握したことから、支給対象者の見直しを平成30年度に行う。					

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。手当等の支給については、今後の対象者の増加、在宅医療・介護連携の内容を踏まえ、あり方の検討を行い、「ねたきり高齢者等介護者手当」は、所得制限の導入の検討等、支給対象者の見直しを行うこと。また、「各種講座」「徘徊高齢者家族支援サービス事業」は、利用者や対象者のニーズの把握を行い、必要に応じて内容の見直しを行うこと。